

岐阜都市計画道路変更理由書（岐阜市決定）

岐阜市中心部では、JR東海道本線・高山本線及び名鉄名古屋本線・各務原線が集中し、これらの高架化により、踏切事故、慢性的な交通渋滞と排気ガスによる都市環境悪化などの問題解消を図るとともに、関連する都市計画道路の整備や土地区画整理事業などの実施により、鉄道沿線の一体的で安心・安全なまちづくりを目指している。

このうちJR線の高架化については、平成11年3月に完了し、踏切事故や慢性的な交通渋滞などの問題が解消されるとともに、JR岐阜駅周辺では、北口駅前広場の整備や岐阜シティ・タワー43などの市街地再開発事業の施行により交通結節点の強化や土地の高度利用といった都市機能の更新が図られている。

名鉄名古屋本線については、平成11年4月の国の着工準備採択以降、事業が進んでいなかったが、地域住民や鉄道事業者や行政が協働して、名鉄高架事業の事業化や高架化による将来のまちづくりの検討を進め、この度、名鉄名古屋本線の都市高速鉄道の都市計画（案）が作成された。

また、岐阜市では、人口減少や超高齢化社会など社会情勢の変化に対応するため、集約型都市構造への転換を進めている。このため、岐阜市都市計画マスタープランでは、都市計画道路について、道路の役割を確認し、道路網及び道路区域の見直しの推進を図るとし、平成18年3月には「岐阜市内都市計画道路の見直し方針」を策定して、平成24年3月末までに11路線、約17kmについて都市計画の変更・廃止を行っている。

しかしながら、社会経済情勢や都市を取り巻く状況の変化は続いていることから、これらの変化に対応した道路網の再構築を目指し、平成28年3月に「岐阜市第2次都市計画道路見直し方針」を策定して再度検討を重ね、平成28年度末までに見直しの候補となる路線（案）を選定している。

以上のことから、名鉄名古屋本線の高架化に関連する都市計画道路について、連続立体交差事業、土地区画整理事業、その他関連事業の計画に併せた都市計画変更を行うとともに、都市計画道路見直し方針に基づく検討結果を踏まえた都市計画変更を行うものである。

<幹線街路>

3・5・12号 岐阜駅那加線

当路線は、岐阜市における東西方向の幹線街路として位置付けられ、現在、岐阜市橋本町1丁目を起点とし、岐阜市北一色4丁目を終点とする延長約2,970mの都市計

画道路として決定している。

今回、都市計画道路の見直し検討を行った結果、一般国道 156 号以西については、将来自動車交通量の減少にあわせ計画幅員の縮小を行った場合でも、機能が確保できることが確認され、現計画の変更が必要となった。そのため、3・5・30 号岐阜駅柳津線から 3・5・31 号岐阜笠松線までについては、幅員 20m が概ね確保されていることから、4 車線から 2 車線へ変更し、3・5・31 号岐阜笠松線から 3・2・5 号一般国道 156 号線までについては幅員 22～24m（4 車線）を幅員 14～24m（2 車線）へ変更する。

3・4・29 号 栄町蔵前線

当路線は、岐阜市における東西方向の幹線街路として位置付けられ、現在、岐阜市加納栄町通 3 丁目を起点とし、岐阜市蔵前 3 丁目を終点とする延長約 4,920m の都市計画道路として決定している。

今回、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業により加納駅と茶所駅を統合した新駅の整備計画に併せ、駅の利便性を向上させるため、岐阜市安良田町 6 丁目地内に駅前広場約 2,300 m²を設ける。

また、3・5・31 号岐阜笠松線との交差点や駅前広場の出入りにおいて右折車線を確保し安全性を向上させるため、3・5・31 号岐阜笠松線との交差点西側一部区間において幅員 20m を幅員 20～23m へ区域変更し、交差点東側一部区間においては幅員 15m を幅員 15～16m へ区域変更する。

また、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業に伴い、安良田町 6 丁目地内における鉄道との交差を、平面交差から立体交差へ変更する。

なお、今回の変更にあわせ、平成 10 年 11 月に改正された都市計画法施行令に基づき、車線の数を定める。

3・5・32 号 岩戸下印食線

当路線は、岐阜市における南北方向の幹線街路として位置づけられ、現在、岐阜市東興町を起点とし、岐南町下印食を終点とする延長約 2,460m の都市計画道路として決定している。

今回、都市計画道路の見直し検討により当路線と交差する 3・4・13 号城南芋島線の幅員縮小に伴い、接続している当路線の終点を変更する。

なお、今回の変更にあわせ、車線の数を定める。

3・6・50 号 金園町大手線

当路線は、岐阜市中心部における南北方向の幹線街路として位置づけられ、現在、岐阜市金園町 2 丁目を起点とし、岐阜市加納大手町を終点とする延長約 1,460m の都

市計画道路として決定している。

今回、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業に伴い、岐阜市加納東広江町地内における鉄道との交差を、平面交差から立体交差へ変更する。

なお、今回の変更にあわせ、車線の数を定める。

<区画街路>

名鉄名古屋本線の沿線については、一体的で安全・安心なまちづくりを目指し、連続立体交差事業で仮線として使用される土地等を活用した側道を次のように追加する。側道については、鉄道高架化による日影などの環境影響を緩和する「環境側道」、まちづくりの観点から環境側道や既存の交差道路との連続性、回遊性など地区内の交通の円滑化を図る「まちづくり側道」、連続立体交差事業により既存道路が機能阻害され、当該道路の機能回復を図る「付替側道」としての機能を有している。

機能	名称	計画幅員	起終点
環境側道	7・7・18号 高架側道12号	6m	加納八幡町地内
	7・7・19号 高架側道13号	6m	加納安良町地内
	7・6・21号 高架側道18号	9.85m	竜田町9丁目から 加納南広江町まで
	7・6・22号 高架側道19号	9.6m	加納南広江町から 加納西広江1丁目まで
まちづくり側道	7・6・15号 高架側道9号	9.6m	下川手地内
	7・6・16号 高架側道10号	9.6m	下川手地内
付替側道	7・7・17号 高架側道11号	4m	東明見町から 若杉町まで
	7・7・20号 高架側道14号	6m	加納安良町地内

<特殊街路>

加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業区域内については、一体的で安全・安心なまちづくりを目指し、鉄道高架化による日影などの環境影響の緩和や、連続立体交差事業で新設される統合駅への歩行者や自転車のアクセスの向上を図るため、自転車歩行者専用道路を次のように追加する。

名称	計画幅員	起終点
8・7・1号 高架側道15号	4m	加納安良町地内
8・7・2号 高架側道16号	6m	竜田町9丁目地内
8・7・3号 高架側道17号	6m	竜田町9丁目から松鴻町4丁目